地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
- 2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
- (1)地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組を支援すること。
- (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた 金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小 企業支援事業に対し、財政措置を講じること。

また、資金調達の円滑化を図るため、セーフティネット保証制度については、保証5号の指定業種を拡大するとともに、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。

- (3)経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチングや税財政措置の拡充など幅広い支援を行うこと。
- (4) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組に ついては、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育 成を含む総合的な支援策を講じること。
- (5) 新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者等の創業予定者に 対する支援策を拡充すること。
- (6) 商店街の活性化に向け、アーケード等の共同施設の適正な管理及び商店 街における起業等に対する支援を充実すること。

また、商店街の自立的な活動を促進するため、買い物弱者対策など必要な支援を講じること。

- 3. 離島を取り巻く環境は、著しい人口減少や高齢化の進展など、依然として 厳しい状況にあることから、離島振興を推進すること。
- 4. 競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可については、地元自治体の同意を条件とするよう「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」を改正すること。
- 5. 大規模自然災害の被災地における中小企業・小規模事業者の事業環境の復旧と改善を図るため、グループ補助金(中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金)については、手続きの簡素化を図るとともに、年度をまたいだ事業執行が可能となるよう柔軟に運用すること。

6. 東日本大震災関係

グループ補助金については、仮復旧や段階的な復旧事業を補助対象とするなど、柔軟に活用できる制度とすること。